

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査要領

【一戸建ての住宅】

## ■ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査要領

### 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼の受理審査について

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査（都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の低炭素建築物新築等計画の法第54条第1項に定める認定基準への適合に係る技術審査）を受けようとする場合（所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼）は、所定の書類を作成し当センターへ依頼をお願いいたします。

つきましては当面の間、当センターでは、円滑な審査をおこなうため、窓口にて次のような仮受付による受理審査を行います。また、窓口だけではなく郵送による仮受付についても対応いたしますが、その場合は、必ず郵送前に電話連絡を行うこと、及び物件の到着確認を双方にて行うことといたします。

【郵送先】〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1 アイーナ2階

（一財）岩手県建築住宅センター 確認評価局 低炭素建築物審査担当 宛

TEL 019-623-4420 FAX 019-623-2005

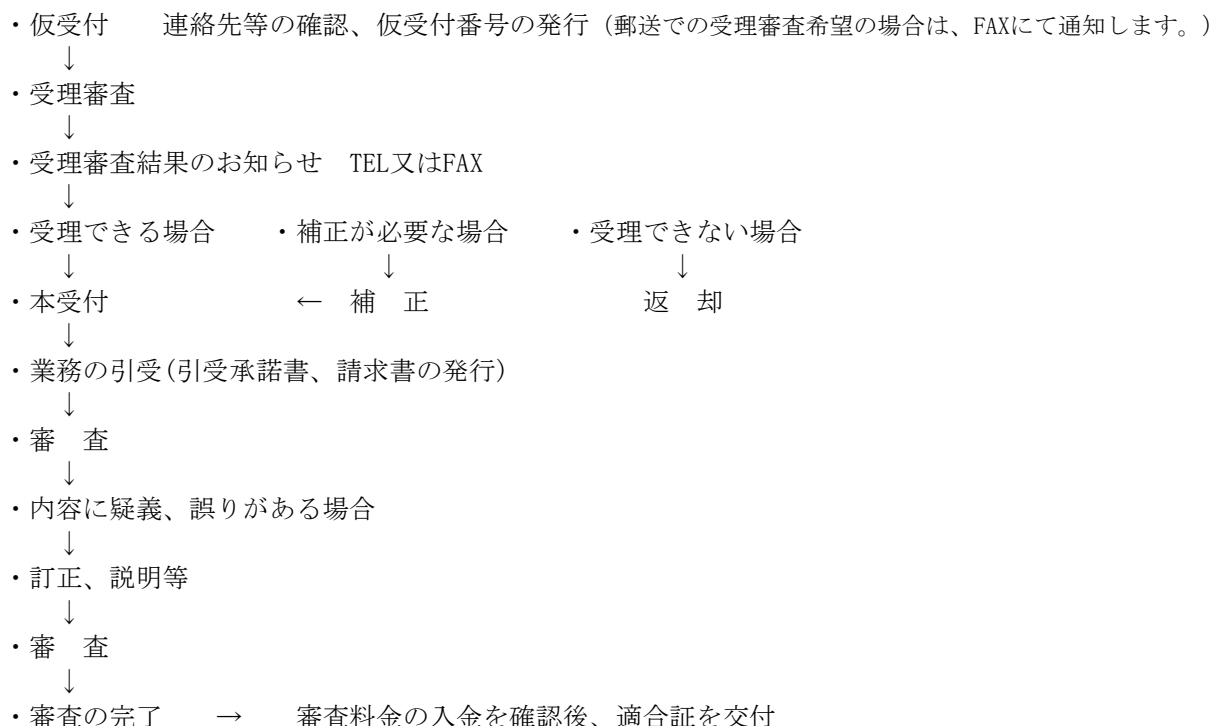
#### 受理時の審査として

- ① 技術的審査を依頼された住宅の所在地が岩手県内かつ市街化区域等内\*1であること。
- ② 技術的審査用提出図書に形式上不備がないこと。（住宅の建て方の確認等）
- ③ 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- ④ 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

（\*1「市街化区域」又は「区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域」）

以上の4項目について行います。提出部数は、2部以上ですが仮受付の場合、1部でも受付いたします。なお、補正を求める事項がある場合は、補正後の受理となりますので余裕をもった依頼をお願いいたします。また、確認審査等に関する指針による建築基準関係規定の確認審査（建築基準法施行規則による図書の種類及び明示すべき事項についての審査等）は含まれませんのでご注意願います。

### 1. 技術的審査業務の流れ（概要）



## 2. 当センターで適合していることを確認する認定基準の区分

当センターでの低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査において適合していることを確認する認定基準の区分は、以下の基準のうち所管行政庁が定めるものです。（審査区分は事前に所管行政庁にご確認ください。）

- 法第54条第1項第1号関係
  - 外壁、窓を通しての熱の損失の防止に関する基準
  - 一次エネルギー消費量に関する基準
  - その他の基準
- 法第54条第1項第2号関係（基本方針）
- 法第54条第1項第3号関係（資金計画）

## 3. 提出書類等

### 1) 技術的審査に必要な書類

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の依頼をする場合に必要となる書類は、以下の通りです。

1. 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書（技術的審査業務規程別記様式1号）
2. 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第41条第1項で定める認定申請書（様式第五）
3. 設計内容説明書
4. 添付図書（審査用設計図書及び各種計算書）
5. その他、審査上、必要となる設計図書等
  - ・住宅型式性能認定に係る住宅又は住宅の部分については、住宅型式性能認定書の写し \*1
  - ・型式住宅部分等製造者認証に係る住宅又は住宅の部分については、型式住宅部分等製造者認証書の写し \*1
  - ・特別評価方法に係る住宅又は住宅の部分については、特別評価方法認定書の写し \*1
  - ・登録住宅型式性能認定等機関による評価方法基準に定められた基準以外のものに関する住宅型式性能確認に係る住宅又は住宅の部分については、住宅型式性能確認書の写し \*1
  - ・登録試験機関による評価方法基準に定められた基準以外のものを含めた認定基準に関しての試験結果に係る住宅又は住宅の部分については、試験結果の証明書の写し \*1
  - ・所管行政庁が必要と認める設計図書等
6. 申請代理者への委任状（設計事務所等代理者が申請する場合）

（\*1：取得している場合で各種認定書等を利用する場合に添付）

### ■添付設計図書の種類

#### □意匠関係図

- ・付近見取り図（案内図）
- ・配置図
- ・仕様書（仕上表を含む）
- ・各階平面図
- ・床面積求積図
- ・用途別床面積表
- ・立面図（2面以上）
- ・断面図又は矩計図
- ・各部詳細図
- ・各種計算書（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容。）
- ・機器表（空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備、空気調和設備以外の低炭素化に資する建築設備。但し、他の図書に記載した場合は除く。）

## 2) 提出部数について

・ 技術的審査依頼書	正1、副1(1)	計2(3)部
・ 認定申請書	正1、副1(1)	計2(3)部
・ 設計内容説明書	正1、副1(1)	計2(3)部
・ 添付設計図書（認定用設計図書及び各種計算書）	正1、副1(1)	計2(3)部
・ その他、審査上、必要な設計図書等	正1、副1(1)	計2(3)部
・ 申請代理者への委任状（設計事務所等代理者が申請する場合）	正1、	計1(1)部

提出書類は、A4ファイルに綴じて提出していただくようお願いいたします。

## 3) 提出書類の返却について

依頼者に対し適合証の交付時に副本を1部返却します。また、所管行政庁に認定申請する際には、添付図書（当センターが技術的審査を終了した旨が確認できる様に押印されたもの）の写しが必要となるため 正本、副本、副本の計3部を提出することもできます。（この場合は、副本を2部返却します。）

## 4. 適合証交付前の計画変更について

受理審査中に計画を変更する場合は、依頼者側での書類等の修正（差し替え等）をお願いいたします。なお、受付後（引受承諾書の交付後）で適合証の交付前に計画を変更する場合は、業務期日を延期することがありますのでご了承ください。

## 5. 適合証交付後の計画変更について

適合証の交付後に計画を変更する場合は、所管行政庁へ変更の申請が必要になります。ただし、内容が法施行規則第44条に定める軽微なものについては新たに変更に係る技術審査は必要ありません。変更部分が法54条第1項各号に掲げる基準に適合していることが明らかであることを明確にしておくことが必要です。

## 6. 技術的審査料金の支払い方法について

当センターの低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程により

- ・ 一戸建ての住宅の場合は、29,000円(税抜き)

支払い方法は、指定口座への振込み又は当センター窓口での支払い（自動販売機による）のいずれかになります。

なお、「振込み」の場合は所定の振込用紙（引承諾書の交付時にご請求いたします。）にて引受承諾書に記載する業務期日までに指定口座への振込みをお願いいたします。

**振込先 岩手銀行県庁支店 普通 No 2013409（一財）岩手県建築住宅センター**

審査後、適合証の交付時に依頼者名と審査料金の確認をさせていただきますので、振込金受取書又はその写しをご持参ください。なお、振込手数料につきましては、ご負担くださるようお願いいたします。

## 7. 業務期日の延長について

受理後に添付図書等の変更がある場合、添付図書等の内容に不備がある場合で指定した期日までに添付図書等の訂正、追加等がなされない場合、当センターは理由を明示の上、業務期日の延長をすることがあります。